

## 第154回東京海区漁業調整委員会議事録

- 1 日 時 令和5年2月14日(火) 午後2時00分
- 2 開催場所 東京都産業労働局 島しょ農林水産総合センター会議室 (Web併用会議)  
東京都港区海岸2-7-104
- 3 出席委員
- |    |         |     |         |
|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 田 中 國 治 | 9番  | 馬 場 治   |
| 3番 | 岩 田 光 正 | 10番 | 浜 川 祝 男 |
| 4番 | 関 恒 美   | 11番 | 高 瀬 吉 安 |
| 5番 | 鈴 木 正 明 | 12番 | 川 村 松 男 |
| 6番 | 佐々木 隆 幸 | 14番 | 小 島 智 彦 |
| 7番 | 丸 裕 二   | 15番 | 有 元 貴 文 |
| 8番 | 井 上 潔   |     |         |
- 4 欠席委員
- |    |         |     |         |
|----|---------|-----|---------|
| 2番 | 村 山 将 人 | 13番 | 山 下 奉 也 |
|----|---------|-----|---------|
- 5 その他の出席者
- |                |              |         |
|----------------|--------------|---------|
| 産業労働局農林水産部水産課  | 課 長          | 藤 井 大 地 |
| 〃              | 課長代理(漁業調整担当) | 伊 藤 誠   |
| 〃              | 課長代理(漁業取締担当) | 龍 岳 比 呂 |
| 〃              | 主 事(漁業調整担当)  | 長 野 雄 太 |
| 〃              | 主 事(漁業調整担当)  | 愛 宕 克 哉 |
| 〃              | 主 事(漁業調整担当)  | 山 本 敬 介 |
| 〃              | 主 事(漁業調整担当)  | 新 藤 達 弥 |
| 東京海区漁業調整委員会事務局 | 事務局長         | 米 本 武 史 |
| 〃              | 主 事          | 岩 田 笑 里 |
- 6 議 長 東京海区漁業調整委員会会長 有 元 貴 文
- 7 議事録署名人
- |    |       |    |       |
|----|-------|----|-------|
| 7番 | 丸 裕 二 | 8番 | 井 上 潔 |
|----|-------|----|-------|
- 8 報告事項  
なし
- 9 議 案
- (1) 令和4管理年度におけるくろまぐろの漁獲可能量の変更について(知事諮問)
  - (2) 令和5管理年度におけるくろまぐろの漁獲可能量の配分について(知事諮問)
  - (3) 小笠原海域におけるひき縄漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間について(知事諮問)
  - (4) 東京海区におけるうみがめの採捕制限の委員会指示について
  - (5) 伊豆諸島海域における浮きはえ縄漁業の委員会指示について(6月から12月まで)

10 その他

11 議事事項

(午後1時55分 開会)

事務局長	<p>本日出席予定の皆さまお揃いですので、早めに始めたいと思います。本日は第154回東京海区漁業調整委員会になります。</p> <p>出席状況の報告。2番村山委員、13番山下委員が欠席。定数15名中、本日出席は13名（6番佐々木委員はウェブ参加）。</p> <p>資料の確認。</p> <p>それでは、会長からよろしくお願ひしたいと思います。</p>
会長	<p>午前中の資源管理型協議会から引き続きの方も多くなっておりますけれども、改めましてよろしくお願ひいたします。</p> <p>議事を進める前に、議事録署名人をお願ひしたいと思います。順番7番の丸委員、そして8番の井上委員にお願ひしようと思います。よろしくお願ひします。</p> <p>最初に、本日追加の議案がございます、議案1「令和4管理年度におけるくろまぐろの漁獲可能量の変更について（知事諮問）」を、事務局からお願ひいたします。</p>
事務局長	<p>【資料1】の諮問文を朗読。</p>
水産課	<p>【資料1】に基づき、説明。</p>
事務局長	<p>水産課から補足の説明もございました。</p> <p>本件の事務手続きは、現在行っている融通要望調査が終了し、国から都道府県別漁獲可能量の通知があり、その上で海区委員会への諮問・答申の手続き後、都正式に知事管理漁獲可能量の配分となります。</p> <p>しかしながら、国から提示されているスケジュールでは、3月3日又は6日に国から都道府県別漁獲可能量が通知される予定であります。その後、3月上旬に海区委員会を開催するのは厳しく、一方で今年度の管理年度末、3月31日までに迅速に配分し、漁業者の操業並びに水揚げに反映させるべきこと等考慮する必要がございます。</p> <p>そのため、国からの通知が届き次第、この配布した資料（案）に、空欄の日付け及び別紙の漁獲可能量を具体的に追加した諮問を受けて、海区委員会として、答申の決定を行うこと。以上を会長に一任することで決定をいただきたいということでございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。枠の変更については手続きを簡略にして、スムーズに操業に反映できるようにするという動きになっておりまして、1月の委員会で2回目の変更がありました。今回は3回目の変更を行うということです。</p> <p>今後の事務手続きについては、国からの通知が水産課にあり次第、海区委員会に正式な諮問文がこの（案）のとおりあって決定する必要がある。この一連の手続きを皆様から私に一任いただければ、答申するという流れになります。</p> <p>いかがでしょうか、ご意見、ご質問ありましたらお願ひいたします。</p>

11番委員	30 kg以下の小型魚はほとんどとれないので、小笠原はゼロという説明でしたが、もし、釣れたときは留保枠からとれるという解釈でいいのですね。
水産課	はい、超過した分は留保で見えていく形になります。
11番委員	分かりました。一応帰って説明しなくてはならないものですから。
会長	他にいかがでしょうか。
委員一同	特に異議なし。
水産課	<p>午前中にも資源管理協議会の中で説明しましたが、ちょっと説明が不十分だったと思います。この第7回目の融通に向け、現在は小型魚の漁獲は止まっているわけですが、ここの残った枠を消化率メリットが得られる部分まで、漁獲枠を下げようという考え方でございます。</p> <p>取りあえず、今回だけの措置ということで、第7回目融通に向けた措置ということでご理解いただきたいと思います。</p> <p>これを4月の新たな管理年度以降、続けていくとなれば、午前中の協議会の中でも、小型漁船の方々、特に高齢の漁業者の方々には小型魚を狙って釣っているような話もありまして、そういった配慮もどう対応するのかということでもございました。</p> <p>その点は、今後十分に検討し、また意見の把握をしていきたいと思いますが、今回は取りあえず、第6回及び第7回の融通で、こういった対応していきたいということで、ご了解いただければと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。では、皆さまからは異議がないということでご了承いただけたものといたしたいと思います。水産課から諮問がありましたら、速やかに答申の手続きを行います。</p> <p>次の議題に入っていきます。残りの議案は4件になります。議案2で「令和5管理年度におけるくろまぐろの漁獲可能量の配分について」、知事諮問をお願いします。</p>
事務局長	【資料2】の諮問文を朗読。
水産課	【資料2】の諮問文以降、説明。
会長	ありがとうございました。来年度、つまり4月1日からの当初配分について、漁船漁業、定置網、保留枠の説明でした。ご意見ございますでしょうか
委員一同	特に意見なし。
会長	<p>特にないようですので、原案どおり決定いたしたいと思います。どうもありがとうございました。</p> <p>続きまして、議案の3「小笠原海域におけるひき縄漁業の制限措置、許可等を申請すべき期間及び許可の基準並びに許可の有効期間について」、知事諮問になります。事務局お願いいたします。</p>

事務局長	【資料3】の諮問文を朗読。
水産課	【資料3】の諮問文以降、説明。 許可の基準（許可枠を超えた申請があった場合の優先順位）は、第一に当該漁業許可に基づく漁獲実績を有する者、第二に当該漁業許可を有する者から独立する者、次に、公正な方法でくじを行う。
会長	どうもありがとうございました。質問、ご意見ございますでしょうか。 小笠原の高瀬委員、いかがでしょうか、何か質問ありますか。
11番委員	このたび1名が独立を5月に予定していることになりまして、頑張ってやっていくそうなので、許可のほうをよろしく願いいたします。
会長	それでは、他の委員の皆さんからも特に意見ありませんので、原案どおり決定したいと思います。 続きまして、議案の4「東京海区におけるうみがめの採捕制限の委員会指示について」をお願いします。
事務局長	【資料4】に基づき、説明。
会長	どうもありがとうございました。何かご意見、質問ありましたらお願いいたします。
委員一同	特になし。
会長	それでは、原案どおり決定したいと思います。どうもありがとうございました。続きまして、5番、最後の議案になります。議案5「伊豆諸島海域における浮きはえ縄漁業の委員会指示について（6月から12月まで）」をお願いします。
事務局長	【資料5】に基づき、説明。
会長	浮きはえ縄漁業、これは6月から12月までの操業についてです。質問、ご意見ありましたらお願いいたします。関委員。
4番委員	前に、千葉県の承継で取り扱った船ですが、ちょっと問題があるみたいです。千葉県の縄船部会から今は抜けている、北黒の協議会にも入っていない。また、先日は、東京都の取締りで、保安部の騒ぎになったり、その辺がちょっとおかしい。 中黒もしょっちゅう操業しているみたいで、みんなであれだけ何回も議論してきたにもかかわらず、やっぱりおかしいことになっている。この前から、また何かやるのではないかとみんなで心配していたが、やはりそのとおりになっている。取締りの状況の内容は一切聞いてないし、やっぱり、委員会の承認は取り消したほうがいいと思う。皆さんはどう思うか知らないけど、厳しい対応で進めていただけないでしょうか。
水産課	漁業調整の面から、やはり委員会指示に違反したという証拠は、何かつかむ必

	<p>要があるのかと思っています。その上で指導していくという手順になるのかと考えております。</p>
1 番委員	<p>だけど、承認を出すときに、千葉県は、その千葉の船団の中でちゃんと指導すると組合長も言っていたのが、何でその部会から抜けているわけよ。そういう指導する条件だったよね。</p>
水産課	<p>そういったところは、今後、関係する漁協に指導をしていく中で、また千葉県庁にも。</p>
1 番委員	<p>だけど、その関係漁協から、それが順序で承認をしたのに、何でそこから抜けているわけ。先に、千葉県から報告するのが普通だよ。</p>
水産課	<p>抜けたというのは、北黒の部会のほうですか。</p>
1 番委員	<p>いや、千葉県の部会のほう。そこの部会の中で、一緒に輪番でちゃんとやりますという条件のはずだけれども、それを抜ければ、輪番もないのではないの。</p>
水産課	<p>そのとおりだと思います。</p>
4 番委員	<p>もともと、東京都の北黒の協議会のほうには入ってないのだよ。</p>
水産課	<p>東京都の北黒の協議会には入っていません。</p>
4 番委員	<p>北黒では操業しないというので入っていないのだけれども。</p>
水産課	<p>入れていなかったはずですよ。</p>
4 番委員	<p>千葉県の縄船部会を抜けているのだから、それ自体がおかしいのではないですか。それに入ってちゃんとやるならいいけれども、それにも入ってない。早く辞めてもらったら、それでいいと思うのだけれど。</p>
水産課	<p>我々も、どうすればいいのかという話にはなってしまうのですけれども。</p>
4 番委員	<p>証拠はないかもしれない。自分で悪いことしておいて、怪しい船に追いかけられたとか、怪しい船とは、そっちの方が怪しいでしょ。やっぱり、そういう人には、承認は与えないほうがいいと、最初から言ったとおりになった。誓約書みたいなので、何とかできないのかなと思って。</p>
事務局長	<p>誓約書はあります。まずは水産課から事実を報告いただかないと。まず、事実を明らかにしないと、こちら事務も進めにくいので。</p>
4 番委員	<p>俺が聞きたいのは、誓約書は出ているのか、事務局に何かしろと言ったのではないからね。</p>
事務局長	<p>誓約書は出ています。</p>

4番委員	出ているんでしょう。
事務局長	だから、その誓約書どおりに県に通知等はできますが、まだその事実について、水産課から委員会に上がっていないものですから。
水産課	先ほど説明したとおり、事実というものが明確になっていません。本日、取締り担当も出席しているのですけれども、都庁に本人を呼んで、事情聴取するという事を考えている状況でございます。
4番委員	まだですか。今日、委員会が開催されるのは分かっているのに、ここに合わせてやってくれなかったのかな。委員会開くのは早くから分かっているじゃん。
水産課	すみません。先週から相手側に連絡をとろうとしていたのですが、本日やっと漁協に連絡がついたところです。ただ、近いうちには、必ず本人を呼んで話を聞くように進めています。
1番委員	今度はさんごの操業をやるんじゃないの。
水産課	さんごですか。
4番委員	はっきりしてもらいたいのだけれども、必ず呼んで二度とやらないようにするのか、または人に承認を返してもらおうのか、何とかしないと。いつものことだけど、やっている仲間に迷惑をかける、我々の税金を使って保安部は動いているのだよ。みんなの税金を使って、何の問題もないのに、勝手に保安部を呼んで、巡視船が1回動けば100万円や200万円はかかるじゃない。そういうことをさせないように、本人からは、気持ちよく返してもらってよ。本当に迷惑だからさ。誓約書もあるわけだから、その辺もちょっと水産課の中で議論して。やっぱり、そういう人に承認をする価値はない。
水産課	お気持ちは私も十分受け止めているところですが、やはり本人からの話、決定的な証拠があるとか、その先の処分や次のステップには行かないわけです。そのための手続きは進めているところでございますので、新たな進展がございましたら、またご報告させていただければと思います。
4番委員	はっきりと弁明もできないような状態だと俺は思うのだけれども。なるべく、そういうことをさせないような方法で対応してくださいよ。よろしくお願いします。 以上です、すみません。
会長	それでは、こちらについては、原案どおり決定いたします。どうもありがとうございました。
事務局長	もう1点、千葉県から代船申請の問合せがありましたのでご報告いたします。この問合せは、勝浦漁協の所属で、北黒瀬の協議会にも入っていて、現在も操業を行っている方です。現在は7トンの船ですが、今度漁連のリース事業で13トンの船に代えてやりたいということです。この人自体は、北黒瀬の協議会の中で、

	<p>千葉県は輪番制で、また水揚げ報告もこれまでである方ということです。</p>
1 番委員	<p>さっきの船の所属も勝浦でなかったかな。</p>
事務局長	<p>こちらは勝浦漁協になります。</p>
1 番委員	<p>どこが違うの。</p>
事務局	<p>勝浦市には、新勝浦市漁協と勝浦漁協との二つの漁協があって、先ほどの話は新勝浦市漁協のほうで、川津地区とか管轄する範囲が広いと思います。この方は別の勝浦漁協の所属です。そのあたりの漁協の状況は申し訳ありません、十分は把握しておりません。</p>
1 番委員	<p>勝浦漁協というのは、市民会館のほうかな。別になっているのではないか、松部の方とは前から別になっている。</p>
4 番委員	<p>千葉県は信用できないよ。</p>
事務局長	<p>漁連のリース事業による船で、水揚げも、輪番操業でやってきている人です。</p>
1 番委員	<p>リース事業の船だから問題がないといえないじゃないの。確か、他の県で問題を起こしたのもリース事業だったよ。</p>
4 番委員	<p>拒否ができないのだったら仕方ないのだけれども。</p>
1 番委員	<p>推薦状は漁協から来ているのですか。</p>
事務局長	<p>組合長名で出ています。</p>
1 番委員	<p>それでもどうかな、簡単じゃない。さっき、問題を起こした千葉県の船、漁協の組合長が指導するとなっていたはずでしょ。</p>
事務局長	<p>先ほどの件は、事実が分かれば漁協に対する指導、本人は当然ですがお願いします。また、県からも指導の意見書もあります。委員会として進めたいと思っています。</p>
1 番委員	<p>大きくするというのはちょっとね、ひっかかりが。</p>
4 番委員	<p>みんな反対しないなら、いいのではないの。俺としては責任持てないな。</p>
1 番委員	<p>何トンぐらいから何トンぐらいなの。</p>
事務局長	<p>7トンから13トンです。</p>
9 番委員	<p>漁具はどうなるのですか。</p>
事務局長	<p>漁具は、浮きはえ縄です。</p>

9番委員	規模ということですが。
事務局長	規模には、承認では特に制限はありません。
9番委員	そしたら、当然、針数は増えますよね。
4番委員	だから、針数の制限も決めると、前々から前言ったのだけれども。やっぱり、針数も決めなければ駄目だよ。
9番委員	国の大臣許可では、「船舶の大型化」の場合、特例で認定するのですが、「漁獲能力は増やさない」という条件を必ずつけさせるのですよ。 沖合漁業では、135トンが今は300トンを超えているのですが、水産庁からは「網は大きくしない」ということで制限をつけて認めている。だから、承認漁業でもちょっとそういうことも考えないと。
事務局長	まず、大臣許可漁業の「大型化」の話は、沿岸漁業に対する大型化の懸念や脅威があるための条件付けと思います。 一方で、浮きはえ縄漁業の規模の拡大は、同じ沿岸漁業の中ではあっても、島周りで操業する船は、東北から九州までの日本の太平洋側の各地から遠征してくる、それを果たして同じ沿岸漁業、零細で小規模な漁業という同じくくりでいいのかどうか、いろいろと議論もあります。 針数というか、縄の長さを含め、水産課とも今後協議しながら、その辺の漁獲能力、漁獲努力量という部分、資源管理として重要な視点でありますので、考えていきたいと思っております。
水産課	今回の浮きはえ縄漁業の中心となっている漁場、「北黒瀬漁場」に限っていうと、漁具の長さ、縄の長さについては、ある程度漁場の条件からは、制限をしていかないと、個々の漁業者の操業維持が困難な状況なのですね。
4番委員	そんなに船が入らないものね。
水産課	それで北黒瀬協議会というものがあって、その中で、ある程度自主的に縄の長さなんかも制限されています。船の規模が大きくなったから、漁獲量が2倍や3倍に増加するという事は事実上あり得ないと思います。
1番委員	でも、トン数が大きくなればやるんじゃない。
10番委員	制限を入れられるのだったら、この指示の中に入れておいたほうがいいのではないですか、将来的に。
水産課	将来的には、そういった制限も必要があるとは認識しています。
10番委員	千葉県船は、東京都の海域に来て、東京都の資源をとっていくわけすよ。東京都から見れば、その漁場の資源がそれだけ減っていく考ええすよね。 であれば、東京都の海域で操業する場合、針数、縄の長さとか、将来的には資源を守る、資源管理を進める考え方も入れていったほうがいいでしょう。



水産課	<p>お気持ちは本当によく分かります。他県からすれば、あるいは全国的には通用しない、受け止められない話ですね、我々の海域の資源を管理していくと話が。その資源の所有自体が、別に県ごとに所属しているわけではないので、ちょっとあまり説得力はないかと。心情的にはすごくわかります。そのような点は、我々はいつも他県に対しては言ってはいますが、なかなか納得はいただけないといつも思っています。</p>
10番委員	<p>資源の問題という理由づけということが厳しいのだったら、漁業調整上、操業維持上とかの面で、縄数・釣数の制限を、この委員会指示の中に入れていったほうがいいのではないですかね。</p>
11番委員	<p>7トンから13トンといたら、かなり漁獲能力は増えますからね。</p>
4番委員	<p>現在、輪番であっても7隻ですよ。この船であっても、将来的には19トンまで大型化はできるわけでしょう。他の船であってもわからない。みんな、19トンまで大型化して、島に出てくれば大変なことになるわけだから。</p>
水産課	<p>北黒に関していえば、輪番制を千葉県は行い、1回に入れる船の数は決まってしまうので。</p>
1番委員	<p>だから、それがさっきの疑わしい船と同じになってしまうよというわけ。千葉は当てにならないから。指導しますと言っていたはずですよ。我々も勝浦の組合に電話すれば、私らがちゃんと指導しますと言っていましたよ。でも、問題は発生しているんだから。そうでしょ。</p>
水産課	<p>はい。</p>
1番委員	<p>千葉県の組合長さんからは、文書で寄こしているのだから。その約束で、承認は何とかお願いしますということだった。結局、これも同じことをやるようになると、俺はそう思うよ。そこは少し考えたほうがいいのではないかなと思うよ。</p>
4番委員	<p>承認は出すだろうけれども、出すからにはちゃんと取締りをやらなければ駄目。ただ何でもかんでも、手続きだからと出せばというものではないからさ。そういう条件ならいいですよ。</p>
10番委員	<p>もう駄目ということはできないですよ。だから、今言ったように、大型化している、どうしても道具の数も増えるのだから、少なくとも道具の制限というのはやっていったほうがいいのではないですか。そういう条件をつけるしかないのではないですか。</p>
4番委員	<p>そういう条件は当然お願いしたい。もう一点、一番困ることは、東京都の海面に他県の船が入ってくるということは、結果的に、東京都の漁民が苦しむということだから。他県は操業するな駄目だけでなく、それを、やっぱり考えてやってくれないと困るよ。皆さん、それをよく考えて、反対してもしようがないだろうけれども、地元の漁民が苦しまないようにちゃんとやってくれないと。</p>

水産課	今回、皆さんからのいろいろな意見があったということは申し添えた上で、もし何かまた先ほどの船のように、トラブルなり、取締りに関わるようなことがあれば、きちんと指導していくということではいかがでしょうか。
1番委員	委員会指示だから何もできないですと、いいわけはやめてくれ。
水産課	これまでも言っていないし、現在も委員会指示内容の遵守に基づいて取締まりはやっていますので。
1番委員	自分らは自分らでこうやって自粛しましょうと言っている。それを、水産課ができないですと言われたら、誰が決められるの、そうでしょう。
4番委員	取締まりについて、ちょっと聞きたいのだけれども、ラジオブイの電気、操業中であれば船には積んでいない。縄を入れてなければ、ラジオブイは船にあるから電気つくわけじゃない。
1番委員	でも、切って逃げたのでしょう。
10番委員	海域はどこなの。
水産課	中黒の上ですね。
10番委員	瀬の上ということ。
1番委員	西から、北西から入れているはずでしょ。
水産課	今後、本人から状況は聞き取りますが、漁協に言っていたのは、八丈に向かってゆっくり走っていたということのようです。
10番委員	そもそも、何のためにその海域に行っていたのかという話だよ。
4番委員	そこにいること自体がおかしい。
10番委員	普通に考えれば操業に行っていたらろうというのは。
1番委員	いや、操業していたんだらうよ。
10番委員	操業しに行ったのだらうというのが普通だよ。
4番委員	また水産課にお願いするしかないね。
会長	難しい状況にならないことを期待したいと思いますけれども。
事務局長	結果というか、ある程度状況が明確になった段階で、委員会としての対応の方法があれば、委員会としても動きます。
水産課	そういったことで、連絡を取っております。

4番委員	<p>ちょっと余計かもしれないが、親方が1人で、あと3人、日本人ではないけど乗っているらしい。たまたま三宅に入ったとき、出てきたのが日本人ではなかった。でも、言葉は通じるよ。研修制度で何かやっているようじゃない。</p>
1番委員	<p>下田のきんめ船もみんなベトナム人かな。</p>
4番委員	<p>ベトナムではなかったな。</p>
1番委員	<p>インドネシアじゃないの、いっぱい来ているみたいだから。船頭と機関長だけは日本人で、あとは若い人はみんな違う。</p>
会長	<p>くろまぐろ関係、浮きはえ縄漁業関係、新しい問題が出てくるような気がしますけれども、資料4についてはここで決定といたします。どうもありがとうございました。</p> <p>その他、事務局、何かありますか。</p>
事務局長	<p>それでは、水産課からよろしくお願いします。</p>
水産課	<p>では、私のほうから説明させていただきます。「太平洋くろまぐろの漁獲管理の徹底と法令遵守について」という内容で、水産庁から各都道府県に通知がありました。既に、こちらは報道もされていますが、青森県における漁獲量の報告に関する問題等を受け、こちらの文書が発出されています。</p> <p>改めて、くろまぐろの漁獲報告の徹底する注意喚起で、各支庁を通じて各漁協に今後周知をしていく予定としていますので、本日、海区委員会でも情報共有をさせていただきました。</p> <p>続きまして、もう一点報告をします。</p> <p>くろまぐろの遊漁についてになりますが、委員会指示による遊漁の制限として、「小型魚は採捕の停止」、「大型魚が年間で40トンの枠内で採捕可能」、「1人1日1本までキープ可能」とされており。現在、大型魚の遊漁の枠が、40トン中36.3トンとなり、超過の可能性があるため、大型魚でも採捕禁止、明日付けでストップがかかる予定です。こちら情報共有させていただきます。以上です。</p>
会長	<p>午前中の資源管理協議会でも情報提供いただいたものになります。ご意見、ご質問、続けての情報提供、新しくございましたらお願いいたします。</p> <p>特にございませんので、最後になります、次回の開催予定について、事務局からお願いします。</p>
事務局長	<p>それでは、次回の予定になります。令和4年度の委員会につきましては、本日が最後の委員会となります。</p> <p>今回は新年度の4月以降で、例年ゴールデンウィーク明けに行っておりましたが、漁業許可の手続き等の関係から、4月20日の午後2時から、都庁第1庁舎の委員会室、あるいは本日と同じく島しょセンター会議室としております。新型コロナの関係で、緩和をされておりますが、東京都としての会議開催の考え方、5月以降の5類移行の予定ではあり、その対応も流動的な部分もあり、このような</p>

会長	<p>表現になってございます。</p> <p>予定の議案は、「中型まき網漁業の許可」の関係、それから小笠原関係の議案が3件で、「まぐろはえ縄漁業の許可」の関係、「かつお・まぐろ釣り漁業」の関係、そして委員会指示で、「そでいか漁業の委員会指示」ということで、全部で4件となっております。</p> <p>続きまして、今後の予定ですが、小笠原地区協議会を今年度は現地開催として、出席人数を絞り、2月18日出航で母島及び父島となっております。</p> <p>その他、有元会長が監事ですが、全漁調連理事会が3月10日に、隣のアジュール竹芝で予定をしてございます。理事会の議案として、要望事項の中に、くろまぐろの関係もございまして、次回の4月の海区の際に報告できればと考えています。新たな要望事項は、まず、現在の広域漁業調整委員会によるくろまぐろ承認の手続きの在り方。例えば、日本海で承認を取った人が、漁期の途中から太平洋に承認を変更できる、あるいは所属する地元の県の海域ではなく別の海域で操業するといった、「承認海域をまたぐ」といった承継の在り方。その承継の場合の条件、その点を見直してほしいということが、九州ブロックから提案されています。</p> <p>それから、10トンから19トンの漁船に「沿岸まぐろはえ縄漁業」という大臣届出漁業があります。採捕の枠は「大臣枠」ではなく「都道府県の沿岸枠」で行われています。しかし、実際の操業が、地元の海域と離れた他の地域の海域で行われている状況があり、この採捕枠の管理を国の「大臣管理」にするようにという提案となっております。</p> <p>そして、TACの魚種の管理について。漁協等を通さない、一般的な市場の管理体制を通さない水揚げ、流通、消費という水揚げについて、国として正確な漁獲量の把握を行う仕組みを整えるようにという提案が出てございます。</p> <p>遊漁については、遊漁者にも資源管理を行わせる体制を整備するというところで、漁業者と公平性があるような形で、遊漁者に対しても資源管理を行わせる、その法的な制度を国として位置づけていただきたいということが提案されています。事務局も一緒に出席しますので、次回報告させていただきたいと思っております。</p> <p>次に、3月15日は「太平洋広域漁業調整委員会」が都内で開催の予定となっております。くろまぐろ関係が議題になっておりますので、また新たな、また青森県での報道されている点も分かり次第、皆様方にご報告したいと思っておりますので、よろしくお願いたします。</p> <p>新年度に入り、5月26日には全漁調連通常総会の予定もございまして、全漁調連の 以上でございまして。</p> <p>ありがとうございました。年度内の委員会としてはこれが最後ということですが、太平洋広域漁業調整委員会、あるいは全漁調連理事会等で、東京都にも関係する議題が幾つか出てくる内容となっております。そういった状況を含めて、次回の4月20日に紹介できればと思います。マスク着用が緩んできて、あるいはインフルエンザ並みになったというところで、また新しい体制になるのか。</p> <p>少なくともウェブ併用は続けるというので、随分出席者も多くなりますし、ありがたいと思っております。</p> <p>本日の154回委員会、これにて終了したいと思います。どうもありがとうございます。</p>
----	---

10番委員	<p>いました。</p> <p>午前中の話になりますが、お願いしたいことがあります。会長から、こういった意見を言える場があるのでしたら、本日一応お願いしたような内容のことを、会長のほうからも全漁調連ですか、また、遊漁の問題だとか、まとめて発言していただけますかね。</p>
会長	<p>はい、承知しました。また、すぐにこれが終わると、6月から7月頃からですか、次の要望事項をまた考え始めることになり、心して動きたいと思います。</p>
10番委員	<p>よろしくお願いします。</p>
会長	<p>では、これにて委員会終了としたいと思います。どうもありがとうございました。</p>

(午後3時6分、会長、第154回東京海区漁業調整委員会の閉会を宣す。)